

諮問事項説明資料

23消安第1116号

平成23年5月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第3項、第3条の2第7項及び第4条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）第1条を改正し、小反芻獣疫の対象家畜として、鹿を定めること。
- 2 令第1条を改正し、低病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を定めること。
- 3 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月18日農林水産大臣公表）を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に変更すること。
- 4 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号。以下「規則」という。）第2条を改正し、小反芻獣疫を届出伝染病から除外すること。
- 5 規則第2条を改正し、低病原性ニューカッスル病を届出伝染病に指定すること。

家畜伝染病の対象家畜の見直しについて（政令改正）

1 改正家伝法による家畜伝染病の見直し

本年4月に公布された改正家伝法では、海外での発生状況やOIEの基準との整合性を図る観点から、以下の改正が行われたところ。

- ① 届出伝染病に指定していた「小反芻獣疫」を家畜伝染病に追加する。
- ② 「高病原性鳥インフルエンザ」について、強毒タイプを「高病原性鳥インフルエンザ」に、弱毒タイプを「低病原性鳥インフルエンザ」に分割する。
- ③ 「ニューカッスル病」の対象範囲を病原性の高いものに限定する。

（参考）家畜伝染病の指定基準

家畜の伝染性疾病のうち、その病性、発生状況、予防・治療方法の有無、畜産を巡る情勢等を勘案し、まん延を防止するため、殺処分等の家伝法に基づく強力な措置を講ずる必要がある疾病を家畜伝染病に指定。

具体的には、

- ① 侵入又は発生した場合の経済的被害が非常に大きい
- ② 伝播力が非常に強い
- ③ 予防・治療方法がない
- ④ 人への影響が大きい

という要件にどれだけ該当するかを総合的に判断した上で、指定。

2 家畜伝染病の対象家畜の指定（今回の諮問事項）

家畜伝染病予防法施行令（政令）を改正し、改正家伝法により新たに家畜伝染病に指定された2疾病の対象家畜について、以下のとおり定める。

（1）小反芻獣疫

届出伝染病の対象家畜として現行制度上指定されているものと同様に、法で対象家畜に定められている「めん羊」、「山羊」に加え、「鹿」を定める。

（2）低病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザと同様に、法で対象家畜に定められている「鶏」、「あひる」、「うずら」に加え、「きじ」、「だちょう」、「ほろほろ鳥」、「七面鳥」を定める。

（参考）家畜伝染病の対象家畜の指定基準

家畜伝染病の対象家畜については、牛、豚、鶏のように、飼養規模が大きく産業として確立しており、我が国畜産業にとって欠くことのできない重要な動物（基幹家畜）を法で指定。

また、基幹家畜ではないものの、我が国の畜産業として一定程度定着しており、家畜伝染病について基幹家畜と共通感受性を有する家畜を、政令で指定。

○ 家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○ 家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）

改正案

（政令で定めるその他の家畜）
 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

伝染性疾病	家畜
牛疫	水牛、鹿、いのしし
牛肺疫	水牛、鹿
口蹄疫	水牛、鹿、いのしし
流行性脳炎	水牛、鹿、いのしし
狂犬病	水牛、鹿、いのしし
水胞性口炎	水牛、鹿、いのしし
リフトバレー熱	水牛、鹿
炭疽	水牛、鹿、いのしし
出血性敗血症	水牛、鹿、いのしし
ブルセラ病	水牛、鹿、いのしし
結核病	水牛、鹿
ヨーネ病	水牛、鹿
ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿
アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、鹿

現行

（政令で定めるその他の家畜）
 第一条 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその他の家畜は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜とする。

伝染性疾病	家畜
牛疫	水牛、しか、いのしし
牛肺疫	水牛、しか
口蹄疫	水牛、しか、いのしし
流行性脳炎	水牛、しか、いのしし
狂犬病	水牛、しか、いのしし
水胞性口炎	水牛、しか、いのしし
リフトバレー熱	水牛、しか
炭疽	水牛、しか、いのしし
出血性敗血症	水牛、しか、いのしし
ブルセラ病	水牛、しか、いのしし
結核病	水牛、しか
ヨーネ病	水牛、しか
ピロプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、しか
アナプラズマ病（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	水牛、しか

（傍線の部分は改正部分）

伝達性海綿状脳症	水牛、鹿
小反芻獣疫	鹿
(略)	(略)
高病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほ ろ鳥、七面鳥
低病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほ ろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病(病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。)	(略)
(略)	(略)

伝達性海綿状脳症	水牛、しか
(略)	(略)
高病原性鳥インフルエンザ	きじ、だちよう、ほろほ ろ鳥、七面鳥
ニューカッスル病	(略)
(略)	(略)

小反芻獣疫とは

1. 原因(病原体)
小反芻獣疫ウイルス
2. 感受性動物
しか、めん羊、山羊



【初期の口腔内粘膜病変：下顎粘膜
(出典：日本獣医師会)】

3. 症状
発熱、下痢、肺炎等を主徴とし、致死率は高い(90%)。
4. 発生状況
 - (1)国内
発生報告なし
 - (2)外国
アフリカ、中東、南アジア、中国
5. 診断法
 - (1)血清学的検査法により血清中の抗原を確認する。
 - (2)病畜等からウイルス分離を行う。
6. 予防法
我が国では、輸入検疫によりその侵入を防止している。
7. 治療法、対策
有効な治療法はない。

小反芻獣疫の発生状況(1997, 2009年)

地域	国名	発生件数	
		1997年	2009年
アジア	インド	81	184
	ネパール	26	143
	パキスタン	1	
	モルディブ		1
欧州	タジキスタン		1
中東	アフガニスタン		45
	アラブ首長国連邦	5	
	イエメン		66
	イラン		548
	オマーン	117	
	クウェート		12
	トルコ		24
	パレスチナ自治区		71
アフリカ	ウガンダ		2
	エチオピア	42	75
	ガーナ	93	63
	ガボン	9	
	カメルーン	4	16
	ガンビア	32	22
	ギニア	36	103
	ギニアビサウ		20
	コートジボワール	7	17
	コンゴ共和国		3
	シエラレオネ		5
	スーダン		19
	セネガル	14	25
	タンザニア		2
	中央アフリカ共和国		8
	トーゴ	142	47
	ナイジェリア	68	106
	ニジェール	9	44
	ブルキナファソ		2
	ベナン	37	75
モーリタニア		12	
合計		723	1761

(2.4倍増)

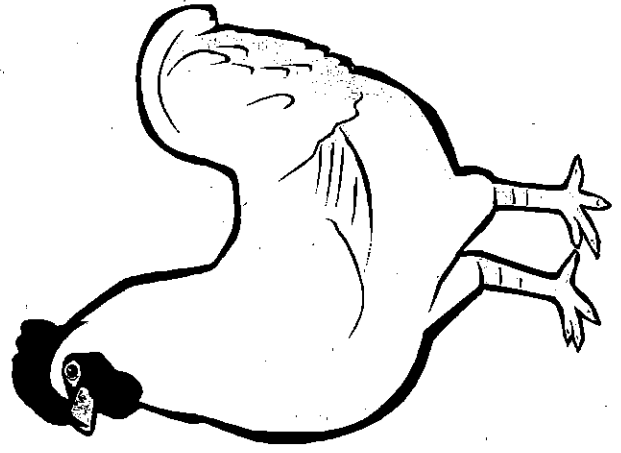
発生国数	17	30
------	----	----

(1.8倍増)

高病原性鳥インフルエンザとは？

1. 原因(病原体) A型インフルエンザウイルスのうち、H5とH7の亜型
2. 症状 突然の死亡、呼吸器症状、顔面等の浮腫(むくみ)、産卵率の低下等
他の鶏への伝播力が強い
3. 診断法 強毒タイプ:呼吸器症状等が見られ、死亡率が極めて高い
弱毒タイプ:死亡率は高くないが、強毒タイプに変異する可能性
発育卵を用いたウイルス分離検査、血清中の抗体検査、遺伝子検査
(PCR)、簡易キットを用いた抗原検査

※H5N1亜型は、特に高い死亡率と強い伝播力を持ち、アジアを始めとして世界各地で発生



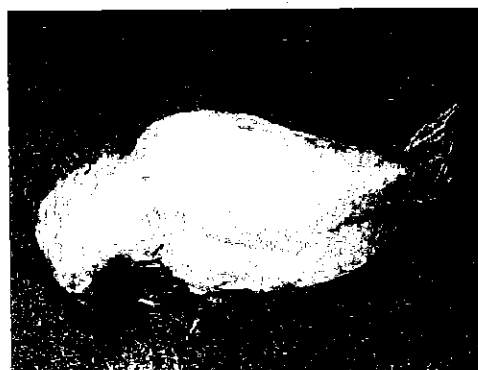
- ① 治療法がなく、感染力が強いいため、移動制限区域を設定した上で、その農場の家きんの殺処分と畜舎等の消毒によって、まん延防止(ワクチンでは感染を完全に防ぐことはできない)
- ② 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません

家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの新たな定義について

	高病原性鳥インフルエンザ	低病原性鳥インフルエンザ
家畜の種類	鶏、あひる、うずら (きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥)	鶏、あひる、うずら (きじ、だちよう、ほろほろ鳥、七面鳥)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染した場合の致死率が非常に高い(基本的に実験室での感染において、75%以上)。生存した場合でも、群としての経済動物としての価値をほぼ失う。 ○ 伝播力は極めて強い。感染実験によれば、高病原性鳥インフルエンザにおいては、低病原性に比べて、感染鶏1羽から排出されるウイルス量が1万倍以上とのデータもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染した場合の死亡率は低く、全く死亡しない場合もある。産卵率の低下等の症状がみられることが多いが、全く無症状の場合もある。 ○ 伝播力は強い。
ウイルス	<p>高病原性鳥インフルエンザウイルス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ O1Eが作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルス 	<p>低病原性鳥インフルエンザウイルス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス(高病原性鳥インフルエンザウイルスを除く) ○ 家きん間で感染を繰り返すうちにウイルスが高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異する。
国内での発生状況	平成16年(2004年)、平成19年(2007年)に発生。	平成17年(2005年)、平成21年(2009年)に発生。
確定診断機関	動物衛生研究所	動物衛生研究所

ニューカッスル病 とは

- 1 原因(病原体)
ニューカッスル病ウイルス
- 2 感受性動物
鶏、あひる、七面鳥、うずら



【神経症状】

(出典:動物衛生研究所)

- 3 症状
病原性はウイルス株により異なり、以下の3つの型に分類されている。
 - (1)強毒型:内臓型では緑色下痢便、呼吸器症状、神経症状を、神経型では、呼吸器症状及び神経症状を示す。両型とも、急性の致死感染を起こす。
 - (2)中等毒型:軽い呼吸器症状や下痢、産卵低下を示す。死亡率は低い。
 - (3)弱毒型:軽い呼吸器症状又は無症状。生ワクチンとして使用されている株もある。

※ OIEコードでは、一定の条件を満たす高病原性のウイルスによる事例のみをニューカッスル病と定義。我が国においては、病原性を問わず法定伝染病としてきたが、一般の家畜伝染病予防法の改正により、「病原性が高いものとして農林水産省令で定めるもの」のみを法定伝染病に規定。

なお、これに該当しない低病原性のウイルスによる事例については、届出伝染病として省令に規定する予定。

- 4 発生状況
 - (1)国内(鶏/あひる)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
戸数	4/0	1/0	1/0	0/0	0/1
羽数	500/0	150/0	300/0	0/0	0/2

(出典:家畜衛生週報)

- (2)海外
世界各国で発生あり。

- 5 診断法
 - (1)消化管、気管等からウイルス分離を行う。

- (2)抗体の検出により抗体価の上昇を検出する。

- 6 予防法
ワクチンが有効で、我が国では鶏病研究会が立案したプログラムに準拠した接種が行われている。

23消安第1116号

平成23年5月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第3項、第3条の2第7項及び第4条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）第1条を改正し、小反芻獣疫の対象家畜として、鹿を定めること。
- 2 令第1条を改正し、低病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を定めること。
- 3 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月18日農林水産大臣公表）を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に変更すること。
- 4 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号。以下「規則」という。）第2条を改正し、小反芻獣疫を届出伝染病から除外すること。
- 5 規則第2条を改正し、低病原性ニューカッスル病を届出伝染病に指定すること。

高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病 防疫指針の変更について

1 趣旨

改正家伝法により、「高病原性鳥インフルエンザ」について、強毒タイプを「高病原性鳥インフルエンザ」に、弱毒タイプを「低病原性鳥インフルエンザ」に分割されたことを受け、省令改正を行い、新たに特定家畜伝染病防疫指針を作成すべき家畜伝染病に「低病原性鳥インフルエンザ」を指定。

このため、現行の「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に変更する。

2 改正内容

現行の防疫指針中、

- ① 強毒タイプと弱毒タイプに共通して適用される事項は、改正後の高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに適用する
 - ② 強毒タイプのみ適用される事項は、改正後の高病原性鳥インフルエンザのみに適用する（ex. 移動制限区域の範囲を原則10kmとすること）
 - ③ 弱毒タイプのみ適用される事項は、低病原性鳥インフルエンザのみに適用する（ex. 移動制限区域の範囲を原則5kmとすること）
- こととし、所要の改正を行う。

※ なお、早期通報制度の導入や、飼養衛生管理基準の強化等を受けた抜本的な防疫指針の見直しについては、今後、現場の実態等をよく調査し、家きん疾病小委員会において更に検討を進める。

○高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表）変更案新旧対照条文（案）

改正案	現行
<p>高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針</p> <p>高病原性鳥インフルエンザは、国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準（Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines。以下「OIEマニユアル」という。）により、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Highly Pathogenic Avian Influenza ウイルス。以下「HPAIウイルス」という。）と判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病をいう。</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針</p> <p>高病原性鳥インフルエンザは、国際獣疫事務局（OIE）が作成した診断基準（Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines。以下「OIEマニユアル」という。）により高病原性鳥インフルエンザウイルス（Highly Pathogenic Avian Influenza ウイルス。以下「HPAIウイルス」という。）と判定されたA型インフルエンザウイルス又はH5若しくはH7亜型のA型インフルエンザウイルス（HPAIウイルスと判定されたものを除く。）の感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病をいう。</p>
<p>低病原性鳥インフルエンザは、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスであって、HPAIウイルス以外のもの（Low Pathogenic Avian Influenza ウイルス。以下「LPAIウイルス」という。）の感染による家きんの疾病をいう。</p>	
<p>高病原性鳥インフルエンザは、その伝染力の強さ、高致死性を示す病性等から、家きん産業に及ぼす影響は甚大であるほか、国あるいは地域ごとに家きん産業に及ぼす影響は甚大であるほか、国あるいは地域ごとに家きん産業等に厳しい移動制限が課され、国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。</p>	<p>本病は、その伝染力の強さ、高致死性を示す病性等から、家きん産業に及ぼす影響は甚大であるほか、国あるいは地域ごとに家きん産業に及ぼす影響は甚大であるほか、国あるいは地域ごとに家きん産業等に厳しい移動制限が課され、国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的にも最も警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。また、1997年に香港において鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）の人への致死的な感染被害が確認されて以来、公衆衛生</p>

の観点からも非常に重要な疾病として注目されるようになり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）においては医師に感染者の報告を義務付ける等の対策が明示され、家きん疾病の中で最も警戒すべきものとして位置付けられている。

また、低病原性鳥インフルエンザは、高病原性鳥インフルエンザに比べ、病原性は低いものの、アメリカ、メキシコ、イタリヤ等では、ウイルスが変異し、高病原性鳥インフルエンザとなった事例が確認されている。

我が国は、島国という地理的条件に加えて、輸入検疫の努力もあり、1925年の発生を最後に、長く本病に対する清浄性を保ってきたが、2004年1月、79年ぶりとなる発生が確認された。同年3月までに4件の発生が確認され、約27万5千羽が死亡し、又はとう汰された。また、本病の発生に係る防疫対応を通じて明らかとなった課題に対処するため、同年6月には、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）の一部改正が行われ、疾病発生時の届出義務違反に対する罰則の強化、移動制限命令を受けた畜産農家に対する助成の制度化等の措置が講じられた。さらに、2005年6月から12月までに、茨城県及び埼玉県において41例の感染が確認され、採卵鶏を中心とした約580万羽の鶏が殺処分され、又はとう汰された。本事例において分離されたウイルスは、鶏が感染しても明瞭な臨床症状を示さないH5N2亜型の弱毒タイプであった。鳥インフルエンザウイルスのうち、H5亜型及びH7亜型については、鶏に感染した場合に、弱毒タイプが強毒タイプに変異することが報告されている。このため、本事例についても、強毒タイプのウイルスによる発生に対する防疫に準じた措置が講じられた。しかしながら、ウイルスが分離されず抗体のみが分離された一部の農場においては、ウイルスに感染した疑いが否定できない鶏の羽数が膨大で、直ちに殺処分することが不可能な場合であったことから、分離されたウイルスの特性等を踏まえ、家畜防疫

上のリスクを高めない範囲で、鶏を直ちに殺処分しない措置が講じられた。

本病の病原体が国内へ侵入する要因としては、感染した鳥類、本病のウイルスに汚染された家きんの卵等の畜産物、飼料、人などを媒介とした侵入も考えられる。こうした病原体の侵入の可能性を排除するために、国際獣疫事務局が定める国際動物衛生規約に基づき、動物検疫を始めとする侵入防止措置がとられている。しかしながら、貿易の自由化が進展し、海外からの家畜、畜産物、飼料原料及び資材の輸入が増大している中では、すべての侵入リスクを完全に排除することは困難である。

本指針は、このような認識に立ち、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生子防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加えるとともに、必要があると認めるときは随時見直しを行うこととする。(以下略)

第1 基本方針

1 (略)

2 殺処分等

(1) 本病が発生した場合は、法第17条の規定に基づく患畜又は疑似患畜(以下「患畜等」という。)の殺処分、法第21条の規定に基づく患畜等の死体の焼却等、法第23条の規定に基づく汚染物品の焼却等、法第25条の規定に基づく畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施する必要がある。このようなまん延防止措置は、原則として家きん又はその死体等の所有者が行うこととなるが、都道府県は、農林水産省、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、当該所有者に積極的に協力する。また、本病のまん延を防

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ(以下「本病」と総称する。)の病原体が国内へ侵入する要因としては、感染した鳥類、本病のウイルスに汚染された家きんの卵等の畜産物、飼料、人などを媒介とした侵入も考えられる。こうした病原体の侵入の可能性を排除するために、国際獣疫事務局が定める国際動物衛生規約に基づき、動物検疫を始めとする侵入防止措置がとられている。しかしながら、貿易の自由化が進展し、海外からの家畜、畜産物、飼料原料及び資材の輸入が増大している中では、すべての侵入リスクを完全に排除することは困難である。

本指針は、このような認識に立ち、農林水産省、都道府県、市町村等の連携の下、総合的に実施すべき発生子防及びまん延防止措置の方向を示すことを目的とする。

なお、本指針については、少なくとも3年ごとに再検討を加えるとともに、必要があると認めるときは随時見直しを行うこととする。(以下略)

第1 基本方針

1 (略)

2 と殺等

(1) 本病が発生した場合は、法第16条の規定に基づく患畜又は疑似患畜(以下「患畜等」という。)のと殺、法第21条の規定に基づく患畜等の死体の焼却等、法第23条の規定に基づく汚染物品の焼却等、法第25条の規定に基づく畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施する必要がある。このようなまん延防止措置は、原則として家きん又はその死体等の所有者が行うこととなるが、都道府県は、農林水産省、市町村、関係機関及び関係団体と連携し、当該所有者に積極的に協力する。また、本病のまん延を防止するため緊

急の必要がある場合は、家畜防疫員自らがその一部又は全部を実施できる。

- (2) (略)
- 3・4 (略)

第2 防疫措置

1 異常家さん等の発見の通報から病性決定までの措置

- (1)～(3) (略)
- (4) 病性の決定

本病の診断は、病性鑑定及び補助的検査の結果を踏まえ、原則として家畜防疫員が次のアからウまでに掲げるところにより、患畜等又は患畜となるおそれがある家畜（法第14条第3項の規定に基づく患畜となるおそれがある家畜をいう。以下同じ。）の決定を行う。

ア 患畜

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ

OIEマニユアルにより判定されたHPAIウイルスが分離された家さん

(イ) 低病原性鳥インフルエンザ

LPAIウイルスが分離された家さん

イ 疑似患畜

(ア) 家畜防疫員が臨床症状、ウイルス分離検査及び血清抗体検査の結果、飼養状況等により患畜である疑いがある
と判断した家さん

止するため緊急の必要がある場合は、家畜防疫員自らがその一部又は全部を実施できる。

- (2) (略)
- 3・4 (略)

第2 防疫措置

1 異常家さん等の発見の通報から病性決定までの措置

- (1)～(3) (略)
- (4) 病性の決定

本病の診断は、病性鑑定及び補助的検査の結果を踏まえ、原則として家畜防疫員が次のアからウまでに掲げるところにより、患畜等又は患畜となるおそれがある家畜（法第14条第3項の規定に基づく患畜となるおそれがある家畜をいう。以下同じ。）の決定を行う。

ア 患畜

以下のウイルスが分離された家さん

(ア) OIEマニユアルにより判定されたHPAIウイルス（以下「強毒タイプウイルス」という。）

(イ) H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（HPAIウイルスと判定されたものを除く。以下「弱毒タイプウイルス」という。）

イ 疑似患畜

(ア) 家畜防疫員が臨床症状、ウイルス分離検査及び血清抗体検査の結果、飼養状況等により患畜である疑いがあると判断した家さん

(例①：アの(ア)又は(イ)のウイルスに対する抗体が確認され、当該ウイルスが分離されない家さん(アの

(イ)のウイルスに対する抗体が確認されたものの、飼養状況等により、万が一、飼養鶏舎内にウイルスが存在していたとしても、鶏舎外に当該ウイルスを拡散させる

おそれが極めて小さいと判断されるため、9の(1)に掲げる防疫措置を講ずることが可能と判断される家きんを除く。例②：一定以上の死亡率が確認され、A型インフルエンザウイルス(アの(ア)及び(イ)に掲げるウイルスと同定されたウイルスを除く。)が分離された家きん。

(イ) (略)

ウ (略)

2 (略)

3 発生農場における防疫措置

(1) (略)

(2) 一般緊急措置

ア～エ (略)

オ 殺処分、死体処理、消毒、汚染物品の処理等に必要な人員、資材、薬品等の準備並びに関係機関及び関係団体への連絡は、現地対策本部で実施する。このため、現地の家畜防疫員は殺処分予定羽数、殺処分の方法、死体処理方法等の防疫措置に必要な事項について現地対策本部に確認し、指示を受ける。

カ～ク (略)

(3) 殺処分

ア 殺処分は、原則として鶏舎内で行う。やむを得ず鶏舎外で殺処分する場合は、ケージなどを用意し、病原体の拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

イ 動物の愛護、作業の省力化及び安全性確保の観点から、殺処分は脊髄断絶又は二酸化炭素ガス等による窒息により行う。

なお、殺処分後、直ちに焼却又は埋却が行えない場合は、死体の消毒を行う。

(イ) (略)

ウ (略)

2 (略)

3 発生農場における防疫措置

(1) (略)

(2) 一般緊急措置

ア～エ (略)

オ と殺、死体処理、消毒、汚染物品の処理等に必要な人員、資材、薬品等の準備並びに関係機関及び関係団体への連絡は、現地対策本部で実施する。このため、現地の家畜防疫員は殺処分予定羽数、殺処分の方法、死体処理方法等の防疫措置に必要な事項について現地対策本部に確認し、指示を受ける。

カ～ク (略)

(3) と殺

ア と殺は、原則として鶏舎内で行う。やむを得ず鶏舎外で殺処分する場合は、ケージなどを用意し、病原体の拡散防止、死体処理場所の選定に配慮して実施する。

イ 動物の愛護、作業の省力化及び安全性確保の観点から、と殺は脊髄断絶又は二酸化炭素ガス等による窒息により行う。

なお、と殺後、直ちに焼却又は埋却が行えない場合は、死体の消毒を行う。

(4)～(8) (略)

4～8 (略)

9 LPAIウイルスの感染が確認された場合における防疫措置

LPAIウイルスの感染が確認された農場 (以下「LPAIウイルス確認農場」という。)が所在する都道府県の畜産主務課は、動物衛生課と協議の上、(1)から(3)までに掲げる防疫措置を講ずることができる。

(1) 農場監視プログラムの適用
(略)

ア 清浄性の確認のための検査

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 適用農場においては、LPAIウイルスの感染が確認された日から最初のモニタ一家さん検査が実施されるまでの間、家畜防疫員は、当該適用農場に2週間間隔で立ち入り、飼養家さんの臨床検査並びに1鶏舎当たり30羽以上のウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(オ) (略)

イ (略)

(2) 関連農場の検査

ア 移動の制限

LPAIウイルス確認農場が所在する都道府県の畜産主務課は、速やかに当該農場と過去6か月以内に疫学的な関連がある(ア)から(ウ)までに掲げる農場((2)において「関連農場」という。)を特定するものとする。この

(4)～(8) (略)

4～8 (略)

9 弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合における防疫措置

弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザウイルスと考えられるウイルスの感染 (以下「弱毒タイプの感染」という。)が確認された場合においては、原則として、2から8までに掲げる防疫措置を講ずることとする。ただし、弱毒タイプの感染が確認された農場 (以下「弱毒タイプ確認農場」という。)が所在する都道府県の畜産主務課は、動物衛生課と協議の上、(1)から(3)までに掲げる防疫措置を講ずることができる。

(1) 農場監視プログラムの適用
(略)

ア 清浄性の確認のための検査

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 適用農場においては、弱毒タイプの感染が確認された日から最初のモニタ一家さん検査が実施されるまでの間、家畜防疫員は、当該適用農場に2週間間隔で立ち入り、飼養家さんの臨床検査並びに1鶏舎当たり30羽以上のウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(オ) (略)

イ (略)

(2) 関連農場の検査

ア 移動の制限

弱毒タイプ確認農場が所在する都道府県の畜産主務課は、速やかに当該農場と過去6か月以内に疫学的な関連がある(ア)から(ウ)までに掲げる農場((2)において「関連農場」という。)を特定するものとする。この場合

場合において、家畜防疫員は、必要と認めるときは、飼養家きんを法第14条第3項に規定する患畜となるおそれがある家きんを法第14条第3項に規定する患畜となるおそれがある家畜として21日を超えない範囲内において、鶏舎外に移動させてはならない旨を指示することができる。

(ア) LPAIウイルス確認農場に出入りしていた人又は車両が頻りに出入りしていた農場

(イ) LPAIウイルス確認農場で飼養されていた又は飼養されている家きんの導入元農場

(ウ) LPAIウイルス確認農場で飼養されていた家きんの出荷先農場

イ (略)
ウ その他

LPAIウイルス確認農場が所在する都道府県以外に関連農場が所在する場合には、LPAIウイルス確認農場が所在する都道府県の畜産主務課は、動物衛生課にその旨を連絡し、動物衛生課は、関連農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。

(3) 移動制限区域

都道府県知事は、アからエまでに掲げるところにより、LPAIウイルス確認農場に関する移動制限区域を定め、移動制限区域内の検査を行うものとする。

ア 区域の範囲

(ア) LPAIウイルス確認農場に関する移動制限区域の設定は、原則として、LPAIウイルス確認農場を中心とした半径5km以内の範囲とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径30km以内の範囲まで拡大することができる。

(イ)・(ウ) (略)

イ 制限期間

移動制限は、LPAIウイルスの感染が確認された後速やかに

において、家畜防疫員は、必要と認めるときは、飼養家きんを法第14条第3項に規定する患畜となるおそれがある家畜として21日を超えない範囲内において、鶏舎外に移動させてはならない旨を指示することができる。

(ア) 弱毒タイプ確認農場に出入りしていた人又は車両が頻りに出入りしていた農場

(イ) 弱毒タイプ確認農場で飼養されていた又は飼養されている家きんの導入元農場

(ウ) 弱毒タイプ確認農場で飼養されていた家きんの出荷先農場

イ (略)
ウ その他

弱毒タイプ確認農場が所在する都道府県以外に関連農場が所在する場合には、弱毒タイプ確認農場が所在する都道府県の畜産主務課は、動物衛生課にその旨を連絡し、動物衛生課は、関連農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡する。

(3) 移動制限区域

都道府県知事は、アからエまでに掲げるところにより、弱毒タイプ確認農場に関する移動制限区域を定め、移動制限区域内の検査を行うものとする。

ア 区域の範囲

(ア) 弱毒タイプ確認農場に関する移動制限区域の設定は、原則として、弱毒タイプ確認農場を中心とした半径5km以内の範囲とする。ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径30km以内の範囲まで拡大することができる。

(イ)・(ウ) (略)

イ 制限期間

移動制限は、弱毒タイプの感染が確認された後速やかに

やかに行う。その制限期間は、原則として、(ア)又は(イ)に掲げる期間とし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、最終的な期間を決定する。

(ア) (略)

(イ) 適用農場以外のLPAIウイルス確認農場に係るアの(ア)又は(イ)により設定した移動制限区域の制限期間は、最終発生に係る防疫措置完了後21日以上の期間

ウ (略)

エ 移動制限区域内の清浄性の確認のための検査
都道府県知事は、(ア)及び(イ)に掲げるところにより、LPAIウイルス確認農場に関する移動制限区域内の清浄性の確認のための検査を行うこととする。

(ア) 移動制限区域における緊急検査

都道府県は、LPAIウイルス確認農場の確認後直ちに、移動制限区域内のすべての家きん飼養農場に立ち入り、臨床検査並びに1鶏舎当たり10羽以上のウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(イ) (略)

第3 防疫対応の強化
(略)

行う。その制限期間は、原則として、(ア)又は(イ)に掲げる期間とし、発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、最終的な期間を決定する。

(ア) (略)

(イ) 適用農場以外の弱毒タイプ確認農場に係るアの(ア)又は(イ)により設定した移動制限区域の制限期間は、最終発生に係る防疫措置完了後21日以上の期間

ウ (略)

エ 移動制限区域内の清浄性の確認のための検査

都道府県知事は、(ア)及び(イ)に掲げるところにより、弱毒タイプ確認農場に関する移動制限区域内の清浄性の確認のための検査を行うこととする。

(ア) 移動制限区域における緊急検査

都道府県は、弱毒タイプ確認農場の確認後直ちに、移動制限区域内のすべての家きん飼養農場に立ち入り、臨床検査並びに1鶏舎当たり10羽以上のウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施する。

(イ) (略)

第3 防疫対応の強化
(略)

23消安第1116号

平成23年5月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第3項、第3条の2第7項及び第4条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）第1条を改正し、小反芻獣疫の対象家畜として、鹿を定めること。
- 2 令第1条を改正し、低病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を定めること。
- 3 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月18日農林水産大臣公表）を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に変更すること。
- 4 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号。以下「規則」という。）第2条を改正し、小反芻獣疫を届出伝染病から除外すること。
- 5 規則第2条を改正し、低病原性ニューカッスル病を届出伝染病に指定すること。

届出伝染病の見直しについて（省令改正）

1 小反芻獣疫の削除

改正家伝法により新たに家畜伝染病に指定された小反芻獣疫を届出伝染病から除外する。

2 低病原性ニューカッスル病の追加

改正家伝法により家畜伝染病から除外された弱毒タイプの低病原性ニューカッスル病について、これまで法に基づくまん延防止措置を講じてきた経緯を踏まえ、その発生状況を行政が把握し、家畜の所有者による自主的防疫措置の的確な実施を促せるようにするため、届出伝染病に指定する。

（参考）届出伝染病

家畜伝染病予防法では、家畜防疫行政上、家畜伝染病に準じる重要な伝染性疾病を届出伝染病に指定し、その早期発見に努め、初期防疫の徹底を図るため、診断した獣医師に対し届出義務を課している。

なお、発生時の防疫対応は、家畜の飼養者（民間の獣医師）がその経済活動として自ら行い、行政による殺処分、移動制限等の防疫対応はとられない。

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（伝染性疾病についての届出）
 第二条 法第四条第一項の届出伝染病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜についてのものとする。

（伝染性疾病についての届出）
 第二条 法第四条第一項の届出伝染病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜についてのものとする。

改正案		現行	
伝染性疾病の種類	家畜の種類	伝染性疾病の種類	家畜の種類
ブルータング	牛、水牛、鹿、めん羊、 山羊	ブルータング	牛、水牛、しか、めん羊、 山羊
(略)	(略)	(略)	(略)
悪性カタル熱	牛、水牛、鹿、めん羊	悪性カタル熱	牛、水牛、しか、めん羊
(略)	(略)	(略)	(略)
類鼻疽	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、 山羊、豚、いのしし	類鼻疽	牛、水牛、しか、馬、めん羊、 山羊、豚、いのしし
破傷風	牛、水牛、鹿、馬	破傷風	牛、水牛、しか、馬
気腫疽	牛、水牛、鹿、めん羊、 山羊、豚、いのしし	気腫疽	牛、水牛、しか、めん羊、 山羊、豚、いのしし

レプトスピラ症 (レプトスピラ・ポ モナ、レプトスピラ・カニコラ、 レプトスピラ・イクテロヘモリジア 、レプトスピラ・グリポティフォー サ、レプトスピラ・ハージヨ、レプ トスピラ・オータムナーリス及びレ プトスピラ・オーストラリスによ るものに限る。)	牛、水牛、鹿、豚、いの しし、犬
サルモネラ症 (サルモネラ・ダブリ ン、サルモネラ・エンテリテイデ ィス、サルモネラ・ティフィムリウ ム及びサルモネラ・コレラエスイスに よるものに限る。)	牛、水牛、鹿、豚、いの しし、鶏、あひる、うず ら、七面鳥
(略)	(略)
仮性皮疽 ^モ	馬
伝染性膿疱性皮膚炎 ^{のうほう}	鹿、めん羊、山羊
(略)	(略)
鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、七 面鳥
低病原性ニューカッスル病	鶏、あひる、うずら、七 面鳥
(略)	(略)

レプトスピラ症 (レプトスピラ・ポ モナ、レプトスピラ・カニコラ、 レプトスピラ・イクテロヘモリジア 、レプトスピラ・グリポティフォー サ、レプトスピラ・ハージヨ、レプ トスピラ・オータムナーリス及びレ プトスピラ・オーストラリスによ るものに限る。)	牛、水牛、しか、豚、い のしし、犬
サルモネラ症 (サルモネラ・ダブリ ン、サルモネラ・エンテリテイデ ィス、サルモネラ・ティフィムリウ ム及びサルモネラ・コレラエスイスに よるものに限る。)	牛、水牛、しか、豚、い のしし、鶏、あひる、七 面鳥、うずら
(略)	(略)
仮性皮疽 ^モ	馬
小反芻獣疫 ^{すう}	しか、めん羊、山羊
伝染性膿疱性皮膚炎 ^{のうほう}	しか、めん羊、山羊
(略)	(略)
鳥インフルエンザ	鶏、あひる、七面鳥、う ずら
(略)	(略)

ノゼマ病	アカリシダニ症	チヨーク病	バロア病	(略)	鶏結核病
蜜蜂	蜜蜂	蜜蜂	蜜蜂	(略)	鶏、あひる、うずら、七面鳥

ノゼマ病	アカリシダニ症	チヨーク病	バロア病	(略)	鶏結核病
みつばち	みつばち	みつばち	みつばち	(略)	鶏、あひる、七面鳥、うずら

23消安第1137号
平成23年5月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第7項及び第12条の3第4項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 2 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 3 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月1日農林水産大臣公表）を
変更すること。
- 4 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病
防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表）を変更すること。
- 6 飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号）
第21条）を改正すること。

特定家畜伝染病防疫指針の変更について

- 1 口蹄疫等の空気等によって感染が急速かつ広範囲にひろがるような疾病については、全国一律的に一定水準の防疫措置が確保されなければ、一部地域における不十分な防疫措置に起因して県をまたがって急速かつ広範囲にまん延し、我が国畜産業に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産大臣は、特定の家畜伝染病について、発生の予防、発生時の初動防疫等に関する具体的な防疫指針（特定家畜伝染病防疫指針）を定めることとし、都道府県知事及び市町村長は当該指針に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

- 2 宮崎県の口蹄疫の対応について検証した第三者による口蹄疫対策検証委員は、防疫指針について、報告書の中で以下の指摘。

- ① 10年前の口蹄疫の発生を踏まえて作られた防疫指針を中心とする防疫体制が今回の宮崎県での口蹄疫の発生に際して確実に実行されず、また、十分に機能しなかった。国と宮崎県・市町村などとの役割分担が明確でなく、連携も不足していた。
- ② 海外における発生の状況（地域、型など）や、科学的知見・技術の進展（抗ウイルス薬、ワクチンなどの開発状況）などを常に把握し、これを踏まえて定期的に見直すなど、常に最新・最善のものとしておくべきである。
- ③ 予防措置と発生時の初動対応は、都道府県が確実に実行できるよう、それぞれをあらかじめ明確に示しておくべき。
- ④ あらかじめ定めている防疫方針の初動対応で感染拡大が防止できない場合には、速やかに防疫方針を改定することが必要。

- 3 これらの指摘を踏まえ、昨年度我が国で発生が確認された口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザに関する防疫指針について、抜本的な変更を行う必要。

また、現在、防疫指針が定められていない牛疫、牛肺疫及びアフリカ豚コレラについては、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザと同様に家畜伝染病の中でもその感染力及び病性が特に強いことから、発生時に迅速かつ的確な防疫対応を講じることのできるよう、新たに防疫指針を制定する必要。

23消安第1137号

平成23年5月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第7項及び第12条の3第4項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 2 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 3 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月1日農林水産大臣公表）を変更すること。
- 4 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表）を変更すること。
- 6 飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号）第21条）を改正すること。

飼養衛生管理基準について

家畜伝染病のまん延防止のためには、発生後の事後措置である隔離・殺処分だけでは十分に防疫効果を得ることができず、発生前の段階で家畜の飼養衛生管理を徹底し、病原体の低減を図る必要。

特に、家畜の飼養管理を群管理とした場合、一頭ごとのきめ細かな衛生管理に費やす時間が少なくなるため、発病を見逃す又は発見が遅れるおそれがあると同時に、給餌場等を共同で使用するため、いったん発病すると一気に群単位でまん延するおそれ。

このため、家畜伝染病予防法において、国が飼養衛生管理基準を定め、家畜の所有者に対し当該基準の遵守を義務付けている。

○ 現行の飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則）

（飼養衛生管理基準）

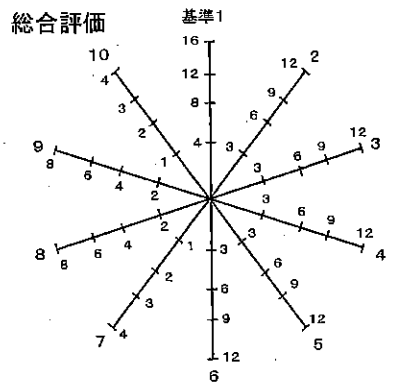
第二十一条 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、次のとおりとする。

- 一 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 二 畜舎に出入りする場合には、手指、作業衣、作業靴等について、家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。
- 三 飼料及び水に家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう努めること。
- 四 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間他の家畜と接触させないようにすること。
- 五 他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにするとともに、他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りする場合には、当該車両の消毒に努めること。
- 六 畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕を行うとともに、窓、出入口等の開口部にネットその他の設備を設けることにより、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努め、必要に応じて駆除すること。
- 七 家畜を他の農場等に出荷する場合には、当該家畜が移動することにより家畜の伝染性疾患の病原体がひろがるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 八 家畜の異常をできるだけ早期に発見することができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他必要な場合には、獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。
- 九 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 十 家畜の伝染性疾患の発生の予防に関する知識の習得に努めること。

家畜の飼養衛生管理基準チェック表 (牛)

飼養衛生管理基準	チェック項目	評価			備考
		○	△	×	
1. 畜舎や器具の清掃又は消毒の励行	1 牛舎の定期的な清掃・消毒				
	2 管理機器類の定期的な清掃・消毒・点検整備				
	3 作業衣・作業靴の定期的な洗浄・消毒				
	4 除糞作業・敷料の交換状況				
2. 畜舎出入り時の手指・作業衣等の消毒	5 踏み込み消毒槽の設置				
	6 手洗い消毒の実施				
	7 牛舎毎の専用作業衣・作業靴の使用				
3. 飼料や水への排泄物等の混入防止	8 飼料庫、給水施設の定期的な点検				
	9 飼料等への野生動物の排泄物の混入防止				
	10 衛生的な飲用水の確保				
4. 導入家畜の隔離・健康観察の実施	11 導入牛専用隔離施設、管理器具等の整備				
	12 隔離の実施及び隔離期間中の綿密な健康観察				
	13 導入元農場の家畜衛生状況の確認(証明書の添付)				
5. 人や車両の出入り制限・消毒の実施	14 施設への立入り制限措置(立て看板の設置等)				
	15 車両消毒の実施				
	16 立ち入り者の衣服・靴等の交換・消毒				
6. 野生動物や害虫の侵入防止	17 施設及び周辺、設備の保守点検、補修・修繕の実施				
	18 野生鳥獣及び衛生害虫の侵入防止対策				
	19 ネズミ、衛生害虫の定期的な駆除				
7. 出荷時における家畜の健康確認	20 出荷牛の健康状態の確認				
8. 異常家畜の早期発見・早期受診	21 毎日の臨床観察の実施・健康状態の把握				
	22 獣医師への早期連絡、診療記録の保管				
9. 過密な状態での家畜の飼養回避	23 牛舎環境(温・湿度、換気)の整備、防暑対策				
	24 適正な飼養密度				
10. 家畜伝染病に関する知識の習得	25 家畜の伝染性疾患の発生予防に関する知識				
評価点(計)	: ○ (適正) 4点 : △ (不十分) 2点 : × (不適切) 1点	要指導			
総括所見		点	点	点	合計 点
改善・指導事項		総合評価 			

家畜の飼養衛生管理基準チェック表 (豚)

飼養衛生管理基準	チェック項目	評価			備考		
		○	△	×			
1. 畜舎や器具の清掃又は消毒の励行	1 豚舎の定期的な清掃・消毒						
	2 管理機器類の定期的な清掃・消毒・点検整備						
	3 作業衣・作業靴の定期的な洗浄・消毒						
	4 除糞作業・敷料の交換状況						
2. 畜舎出入り時の手指・作業衣等の消毒	5 踏み込み消毒槽の設置						
	6 手洗い消毒の実施						
	7 豚舎毎の専用作業衣・作業靴の使用						
3. 飼料や水への排泄物等の混入防止	8 飼料庫、給水施設の定期的な点検						
	9 飼料等への野生動物の排泄物の混入防止						
	10 衛生的な飲用水の確保						
4. 導入家畜の隔離・健康観察の実施	11 導入豚専用隔離施設、管理器具等の整備						
	12 隔離の実施及び隔離期間中の綿密な健康観察						
	13 導入元農場の家畜衛生状況の確認						
5. 人や車両の出入り制限・消毒の実施	14 施設への立入り制限措置(立て看板等の設置)						
	15 車両消毒の実施						
	16 立ち入り者の衣服・靴等の交換・消毒						
6. 野生動物や害虫の侵入防止	17 施設及び周辺、設備の保守点検、補修・修繕の実施						
	18 野生鳥獣及び衛生害虫の侵入防止対策						
	19 ネズミ、衛生害虫の定期的な駆除						
7. 出荷時における家畜の健康確認	20 出荷豚の健康状態の確認						
8. 異常家畜の早期発見・早期受診	21 毎日の臨床観察の実施・健康状態の把握						
	22 獣医師への早期連絡、診療記録の保管						
9. 過密な状態での家畜の飼養回避	23 豚舎環境(温・湿度、換気)の整備、防暑対策						
	24 適正な飼養密度						
10. 家畜伝染病に関する知識の習得	25 家畜の伝染性疾患の発生予防に関する知識						
評価点(計)	: ○(適正) 4点 : △(不十分) 2点 : ×(不適切) 1点	要指導	点	点	点	合計	点
総括所見	総合評価 						
改善・指導事項							

飼養衛生管理チェック表

〈飼養衛生管理チェック表〉

チェック項目	評価	備考	参照ページ
(1) 人・車輛等による侵入の防止			
ア 農場出入口			
ア) 農場への人・車輛の入場制限			
・農場出入口に門を設置し、常に閉めていますか			
・農場出入口に「部外者立入禁止」等の看板を設置していますか			
・入場車輛は指定された場所に駐車していますか			
イ) 入場車輛・物品の消毒			
・入場車輛の消毒を行っていますか			
・農場へ持ち込まれる物品を消毒していますか			
ウ) 農場専用衣服等への更衣			
・更衣場所は、交換前の衣服等の汚れが農場専用の衣服等へ付着しないような構造になっていますか			
・農場内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
・農場入場者は農場内専用の衣服、履物等に替えていますか			
エ) 消毒槽の設置			
・更衣場所の入口・出口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
イ 鶏舎出入口			
ア) 部外者の入場制限			
・部外者の鶏舎への入場は禁止していますか			
イ) 鶏舎専用の衣服等への更衣			
・更衣場所は、鶏舎外の汚れが鶏舎内へ持ち込まれないような構造になっていますか			
・鶏舎入場者は鶏舎内専用の衣服、履物等に替えていますか			
・鶏舎内専用の衣服、履物等は清潔に保たれていますか			
ウ) 消毒槽の設置			
・更衣場所の入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
エ) 器材等の洗浄・消毒			
・鶏舎内へ持ち込まれる器材等は洗浄・消毒していますか			
ウ 鶏舎内			
鶏舎内での消毒			
・鶏舎毎の鶏舎入口に踏込消毒槽を設置していますか			
・消毒槽の消毒液は毎日交換していますか			
・各鶏舎内に手指用の消毒器を設置していますか			
(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止			
ア 防鳥ネット・金網を以下の場所に設置していますか			
・鶏舎			
・袋詰め飼料などを保管する倉庫			
・鶏糞処理施設			
・防鳥ネットの網目は2cm以下ですか			
・防鳥ネット等は上から覆うように、ゆったりと垂らすように張っていますか			
・防鳥ネットは破損が見つかったら、直ちに補修していますか			
・防鳥ネット等と屋根・柱の境等の小さな隙間を塞いでいますか			
イ ネズミの駆除			
・防鳥対策と同様に隙間を塞いでいますか			
・ネズミの侵入経路を確認していますか			
・捕獲装置や殺鼠剤などにより駆除していますか			

飼養衛生管理チェック表

チェック項目	評価	備考	参照ページ
(2) 野鳥・野生動物による侵入の防止 (つづき)			
ウ 鶏舎・農場周辺の消石灰散布			
・鶏舎周辺や農場敷地周辺へ定期的に2~3m幅で消石灰を散布していますか			
エ 鶏舎入場後の閉扉			
・鶏舎の中に入った後、すぐ扉を閉めていますか			
(3) 飲用水、飼料の汚染による侵入の防止			
ア 飲用水の汚染防止			
・新鮮な水道水を使用していますか (貯留したままにすると塩素濃度が低下します)			
・水道水以外を使用する場合、塩素の調整及び定期的な濃度点検を行っていますか			
イ 飼料の汚染防止			
・飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう常に清潔にしていますか			
・倉庫は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止を徹底していますか			
・倉庫は、鶏舎と同様にネズミの駆除を徹底していますか			
(4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃			
・鶏舎内外の整理・整頓・清掃を定期的に行っていますか			
・鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱などの撤去を行っていますか			
(5) 鶏の健康管理及び取扱い			
ア 導入鶏の健康確認			
・導入鶏の健康を確認していますか			
イ 死亡鶏の取扱い			
・死亡鶏は毎日取り出し、羽数を記録していますか			
・死亡鶏の羽数が異常な場合、直ちに家保に届け出ていますか			
・死亡鶏はポリ容器や厚手のビニールに入れてありますか			
・死亡鶏は専門業者に処理委託していますか			
ウ 出荷鶏の引き渡し			
・出荷鶏は指定の場所で処理業者に引き渡していますか			
エ 家保等への連絡			
・鳥インフルエンザが疑われた場合には、直ちに家保や獣医師へ連絡していますか			
オ 鶏の抵抗性の向上			
・良好な鶏舎環境や適正な飼料給与など一般的な飼養管理の向上に心がけていますか			
・他の疾病の予防のための適正なワクチン接種をしていますか			
(6) 鶏糞の処理			
・鶏糞は農場内で発酵により処理していますか			
〈やむを得ず未処理の鶏糞を農場外へ持ち出す場合は〉			
・運搬車両からのこぼれ防止をしていますか			
・ホコリの飛散防止をしていますか			
・タイヤの洗浄・消毒を徹底していますか			
・専用の衣服等を着用していますか			
(7) 従業員の知識習得			
・日頃から従業員の鳥インフルエンザに関する知識の習得に努めていますか			

注：評価欄
 ・適正に行われている場合 :○
 ・適正に行われていない場合 :×
 ・行う必要がない項目 :—

飼養衛生管理基準の改正について

- 1 口蹄疫対策検証委員は、飼養衛生管理基準について、報告書の中で以下の指摘。
 - ① 伝染病予防のポイントとして10項目を掲げているものの、緊迫感や具体性に欠け、実効性に乏しいものであった。

消毒槽を設置していないなど、飼養衛生管理基準を遵守しているとは思えない管理を行っている畜産農家が多数あったことを考えれば、国は飼養衛生管理基準をより具体的に示し、畜産農家が確実に遵守できるようにすべき。

例えば、次のようなことを検討すべき。

 - ア 農場の敷地を人の生活用と家畜生産用の敷地に分け、家畜生産用の敷地も管理区域と家畜飼養区域に分ける、農場の出入口を1ヶ所にするなど、衛生面を考慮した作業動線を構築する。
 - イ 踏込消毒槽、動力噴霧器などの消毒用設備・機器を備えるとともに、専用の作業着及び長靴を常時設置させ、これらの活用を徹底する。
 - ウ 発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人（観光客・研修生を含む。）や発生国から輸入された物品を農場に近づけない。
 - エ 畜産農家は、発生時の侵入経路の早期特定のためにも、人、飼料などの物品、車両などの出入りを正確に記録する。
 - オ 大規模経営については、感染した場合の影響が大きいことから、早期の発見・通報などが確実に行われるようにするため、家畜保健衛生所・獣医師会などと連携のとれる獣医師を置く。
 - ② 飼養規模・飼養密度などを含めた畜産経営の在り方について、国や都道府県は一定のルールを定めたり、コントロールしたりできるように法令整備も検討すべき。
- 2 これらの指摘を踏まえ、本年4月に公布された改正家伝法において、
 - ① 飼養規模の区分に応じて飼養衛生管理基準を定めること
 - ② 飼養衛生管理基準の中に、焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置についても規定することが定められたところ。
- 3 このため、現場の実態等をよく調査した上で、現行の飼養衛生管理基準を大幅に改正する必要。

○ 改正家伝法による改正後の家畜伝染病予防法（抄）

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（第二十一条第一項の規定による焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含む。以下同じ。）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

- 2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。
- 3 農林水産大臣は、少なくとも五年ごとに飼養衛生管理基準に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとする。
- 4 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めなければならない。

（指導及び助言）

第十二条の五 都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するため必要があるときは、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第十二条の六 都道府県知事は、前条の指導又は助言をした場合において、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、第九条、第十二条の六第二項、第二十六条第一項又は第三十条（第五条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項及び第三十条については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三～十六 （略）